

宗谷総合振興局管内 河川減災対策協議会規約

平成29年6月22日

宗谷総合振興局管内 河川減災対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、宗谷総合振興局管内 河川減災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、クサンル川水系外16水系（別表1に掲げる水系）の宗谷総合振興局が管理する二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(組 織)

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- (1) 宗谷総合振興局
 - (2) 稚内地方气象台
 - (3) 稚内開発建設部
 - (4) 関係市町村
- 2 協議会に幹事会を置く。

(役 員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 宗谷総合振興局長
- (2) 幹事長 1名 宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理室維持管理課長

(会 長)

第6条 会長は協議会を代表し会務を統括する。

(協議会の構成)

第7条 協議会は別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(幹事長)

第8条 幹事長は、会長の下にあって幹事会を運営し、会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第9条 幹事は別表3に掲げる職にある者をもってあてる。

2 幹事会は必要に応じ開催し、協議会の目的達成のための事業を推進する。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表とすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、宗谷総合振興局地域政策課、稚内建設管理部維持管理課、地域調整課及び治水課に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。

(附則)

この規約は、平成29年6月22日から施行する。

別表1 宗谷総合振興局管内 河川減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
クサンル川	稚内市
ウエンナイ川	稚内市
声間川	稚内市
増幌川	稚内市
知来別川	猿払村
鬼志別川	猿払村
猿骨川	猿払村
猿払川	猿払村
頓別川	浜頓別町、中頓別町
エサシウエンナイ川	枝幸町
北見幌別川	枝幸町
徳志別川	枝幸町
フーレツプ川	枝幸町
音標川	枝幸町
豊寒別川	浜頓別町
タネトンナイ川	利尻町
大沢川	礼文町

別表2 宗谷総合振興局管内 河川減災対策協議会 協議会一覧表

関係機関	構成員
宗谷総合振興局	局長〔会長〕
稚内地方気象台	台長
稚内開発建設部	部長
稚内市	市長
猿払村	村長
浜頓別町	町長
中頓別町	町長
枝幸町	町長
礼文町	町長
利尻町	町長

別表3 宗谷総合振興局管内 河川減災対策協議会 幹事会一覧表

関係機関	幹事
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局 地域政策課主幹 稚内建設管理部 維持管理課長 地域調整課長 治水課長
稚内地方気象台 稚内開発建設部 稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 礼文町 利尻町	防災管理官 防災対策官 総務防災課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長

